（削る。）

（削る。）

（削る。）

２　前項の規定において「漁業に関する法令」とは、法、水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）、臘虎膃肭獣猟獲取締法（明治四十五年法律第二十一号）、外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）、持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）及び内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三号）並びにこれらの法律に基づく命令をいう。

第五条の三　法第五十七条第一項第二号に該当する者の基準は、労働に関する法令の違反に係る累積点数が四点以上となつた日から五年を経過しないこととする。

一　労働に関する法令に違反する行為により禁錮以上の刑に処せられたとき（法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務又は財産に関して労働に関する法令に違反する行為により禁錮以上の刑に処せられた場合において、その法人又は人が罰金刑に処せられたときを含む。）　二点

二　前号に該当する場合を除き、労働に関する法令に違反する行為により刑に処せられたとき　一点

２　前項の規定において「労働に関する法令」とは、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、船員法（昭和二十二年法律第百号）、船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）並びにこれらの法律に基づく命令をいう。

（同程度の漁業生産の基準）

第五条の四　法第五十八条の二第三項第一号の農林水産省令で定める基準は、同項第二号の申請に基づく許可又は起業の認可を受けている船舶一隻当たりの操業日数当たりの漁獲量が、現に同項第一号の申請に基づく許可を受けている同一の指定漁業における船舶一隻当たりの操業日数当たりの漁獲量に、その漁業の実情に応じた補正値を乗じた値以上であることとする。

（漁業生産力の発展に特に寄与する試験研究又は新技術の企業化の認定）

第五条の五　法第五十八条の二第三項第二号の認定を受けようとする者は、農林水産大臣が別に定めて告示する様式による申請書に試験研究又は新技術の企業化の内容を記載した書類を添え、当該認定の申請に係る指定漁業の許可又は起業の認可の申請期間が終了する一月前までに、農林水産大臣に提出しなければならない。

２　農林水産大臣は、前項に掲げる書類のほか、認定をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることがある。

３　農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、前二項の申請書及び書類の内容その他の事情を勘案して、当該申請に係る船舶が行う試験研究又は新技術の企業化が漁業生産力の発展に特に寄与すると認めるときは、その認定をするものとする。